

## シティプロモーション業務プロポーザル募集要領

### 1 業務名 シティプロモーション推進業務

### 2 業務概要

#### (1)業務の内容

シティプロモーション推進業務仕様書のとおり

#### (2)履行期間

令和7年6月26日から令和10年3月31日まで

#### (3)履行場所 大野城市役所

#### (4)提案上限額 22,440,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

#### (5)最低制限価格 なし

### 3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる資格要件の全てを満たすものとする。

また、本プロポーザルには、他者と企業体を組んで参加することができるものとする。

ただし、一つの企業が複数の企画提案に参加することはできない。

共同企業体による場合は、各構成員が下記①から⑦の要件を満たし、⑧については、共同企業体の構成員の実績を合算することも可とする。共同企業体の構成員の出資比率及び代表者の選定については、大野城市共同企業体運用要綱(平成5年要綱第18号)の規定を準用する。

なお、②の要件を満たしていない場合は、本市所定の資格審査を受け、承認を得ることで参加資格を認める。

- ① 大野城市競争入札参加資格等に関する規程(平成7年規程第1号)第3条各号のいずれにも該当しないこと。
- ② 令和5・6年度の有資格者名簿(大野城市競争入札参加資格等に関する規程第7条に規定するものをいう。)に登録されていること。
- ③ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立がなされていないこと。
- ④ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立がなされていないこと。
- ⑤ 企画競争参加申込書(様式第1号)の提出期限から受託候補者特定の日までにおいて、大野城市指名停止等の措置に関する規則(平成19年規則第23号)に基づく指名停止を現に受けていないこと。
- ⑥ 大野城市暴力団排除条例(平成22年条例第12号)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの又は暴力団員が役員となっている法人その他の団体でないこと。
- ⑦ 法人であること。
- ⑧ 令和2年度以降に、本業務の同種業務(官公庁、民間企業は問わない)における実績を2件

以上有すること。

- ⑨ 情報セキュリティマネジメントシステム又はプライバシーマークを取得していること。

#### 4 提案手続に関する事項

##### (1) 担当部署

大野城市総合政策部プロモーション推進課にぎわいつくり担当  
〒816-8510 福岡県大野城市曙町2丁目2番1号  
電話番号:092-580-1895(直通)  
E-mail:[soukou@city.onojo.fukuoka.jp](mailto:soukou@city.onojo.fukuoka.jp)

##### (2) 資料配布に関すること

###### ① 募集要領等の配布期間

令和7年4月14日(月)～4月30日(水)午後5時まで

###### ② 配布方法

大野城市ホームページからダウンロードすること。

<https://www.city.onojo.fukuoka.jp>(トップ>産業・しごと>契約・入札情報  
>お知らせ)

###### ③ 配布資料

- ア シティプロモーション推進業務プロポーザル募集要領
- イ シティプロモーション推進業務仕様書
- ウ シティプロモーション推進業務プロポーザル評価内容・配点表
- エ 様式集
  - ・大野城市様式(様式第1号～第3号、第6号～第11号)
  - ・プロモーション推進課様式(様式第1号)⇒開示請求書

##### (3) 参加申込みに関すること

次に掲げる書類を提出すること。

※「3 参加資格要件」の②の要件を満たす場合は、6～11の書類は不要

	表題	部数
1	企画競争参加申込書(様式第1号)	1部
2	業務実績調書(様式第6号) ※令和2年度以降に実施した同種業務実績を記載すること。 ※参加要件として必ず2件以上記載すること。 ※業務を完了したことが分かる履行証明書、完成承認通知書等の写しを提出すること。 ※業務実績調書を証明する資料(プロモーション動画が閲覧できるURLやプロモーション冊子等)を添付すること。なお、添付資料がない場合は、市担当課から所管機関へ実績確認することに同意すること。 ※共同企業体の場合は、構成員それぞれの実績を合わせて記載して	1部

	よい。その場合、受注者名を記載すること。	
3	委任状(様式第7号)	1部
4	確約書(様式第8号)	1部
5	特定業務共同企業体協定書(様式第10号) ※共同提案を行おうとする場合に限る。	1部
6	商業登記簿謄本(申込日から起算して3か月以内に発行されたもの。 複写可)	1部
7	財務諸表(貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、直 近2年分)	1部
8	市町村税の滞納がないことの証明書(申込日から起算して3か月以内 に発行されたもの。複写可)	1部
9	消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書(申込日から起算 して3か月以内に発行されたもの。複写可)	1部
10	使用印鑑届(様式第9号)	1部
11	役員一覧(様式第11号)	1部

○提出期限・場所・方法

ア 期 限 令和7年4月30日(水)午後5時まで

イ 提出場所 大野城市総合政策部プロモーション推進課にぎわいづくり担当

ウ 提出方法 持参のみ(郵送は不可)

(4)参加申込みの質疑に関すること

①質疑の提出方法

参加申込みに関する質疑の受け付けは、以下のとおりとする。

ア 期 限 令和7年4月17日(木)午後5時まで

イ 提出場所 大野城市総合政策部プロモーション推進課にぎわいづくり担当

ウ 提出方法 質疑書(様式第2号)を電子メールにより提出

※メール送信後、事務局に受信確認の電話を行うこと。

※電子メール以外での質疑は受け付けない。

※提出する際は、件名を「シティプロモーション推進業務 参加申込みに関する  
質疑」とすること。

②質疑に関する回答方法

参加申込みに関する質疑は、令和7年4月22日(火)午後5時までに随時大野城市ホーム  
ページ上で回答する。

(5)提案書等に関すること

次に掲げる書類を提出すること。

	表題	部数
1	提案書 正本(任意様式、A3版用紙) ※会社名及び社印があるもの	1部
2	提案書 副本(任意様式、A3版用紙) ※会社名及び社印がないもの	9部
3	見積書(様式第3号) ※積算内訳書(算定根拠)を添付すること。	1部
4	会社経歴書(任意様式A4版1枚程度) ※共同企業体の場合はそれぞれ提出	1部
5	会社概要書(パンフレット等) ※共同企業体の場合はそれぞれ提出	1部

○提出期限・場所・方法

ア 期 限 令和7年5月 28 日(水)午後5時まで

イ 提出場所 大野城市総合政策部プロモーション推進課にぎわいづくり担当

ウ 提出方法 持参のみ(※郵送は不可)

エ そ の 他 プロポーザル参加申込書提出後に辞退する場合は、令和7年5月  
28 日(水)午後5時までに任意様式で「辞退届」を提出すること。

(6)提案書等の質疑に関すること

①質疑の提出方法

提案書等に関する質疑の受け付けは、以下のとおりとする。

ア 期 限 令和7年5月 19 日(月)午後5時まで

イ 提出場所 大野城市総合政策部プロモーション推進課にぎわいづくり担当

ウ 提出方法 質疑書(様式第2号)を電子メールにより提出

※メール送信後、事務局に受信確認の電話を行うこと。

※電子メール以外での質疑は受け付けない。

※提出する際は、件名を「シティプロモーション推進業務 提案書等に関する質  
疑」とすること。

②質疑に関する回答方法

提案書等に関する質疑回答は、本市ホームページへ随時回答する。その際、質疑書を提出した参加者名は非公開とする。

## (7) 提案書の作成方法

- ① 提案書の作成にあたっては、任意様式により、簡潔かつ明瞭に記述すること。  
ページ数は、40 ページ以内とし、片面印刷にて提出すること。  
なお、提案書以外の参考資料等は受領しない。
- ② 提案書は、審査委員に分りやすいように文字は見やすい大きさ(12pt)を原則とし、図・写真等を用いる場合は鮮明となるように作成すること。
- ③ 指定の表紙に提出年月日、会社名を記載し、押印すること(副本には、会社名や押印、ロゴマーク、その他社名の識別可能な表示はしないこと。)

## (8) 見積書の作成方法

- ① 課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
- ② 金額の記載は、アラビア数字を用い、その頭部に「¥」を記載すること。
- ③ 算定根拠となる積算内訳書を添付すること。(任意様式)
- ④ 見積書及び積算内訳書は、封筒に入れ密封し、かつその表面に法人の名称又は商号及び「シティプロモーション推進業務 見積書在中」と朱書きすること。また、裏面3か所に見積書に用いた印鑑で押印すること。

## (9) 見積書の無効

次の見積書は無効とする。

- ① 金額の記載がない見積書
- ② 法令又は見積条件に違反している見積書
- ③ 見積書に記名押印がなく、見積者が判明できない見積書
- ④ 所定の場所及び日時に到着しない見積書
- ⑤ 金額の重複記載、誤字又は脱字により意思表示が不明瞭である見積書
- ⑥ 見積参加資格のない者、見積参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等の見積参加条件に違反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者が作成した見積書

## 5 受託候補者の選定に関する事項

### (1) 業者の選定

- ① 提案審査として提案書評価(配点75点)、プレゼンテーション評価(配点5点)、及び価格評価(配点20点)を行い、提案審査の得点の合計(配点100点)が最も高い者を選定する。
- ② 提案審査の得点の合計が最も高い者であっても、価格評価を除く提案書評価、プレゼンテーション評価の合計得点の平均が6割以上でなければ選定しないものとする。  
なお、参加者が1者の場合についても、同様の基準を満たさなければ選定しないものとする。
- ③ 合計得点が高点となった場合は、「提案書評価」の得点が高い者、その得点も同点であった場合は、「プレゼンテーション評価」、「価格評価」の順に得点の高い者を合格者として選定

する。

## (2)提案審査

審査委員により提案書評価、プレゼンテーション評価、価格評価による提案審査を行う。

- ①提案書評価及びプレゼンテーション評価の点数は「シティプロモーション推進業務プロポーザル評価内容・配点表」に基づき、審査委員全員の点数を配点毎に平均を算出し、その合計を評価の点数とする。なお、小数点以下の端数が生じたときは、小数点第3位以下を切捨てとする。
- ②価格評価の点数は、以下の式により算出する。なお、少数点以下の端数が生じたときは、切捨てとする。  
価格点 = 20 点 × (1 - 見積額 / 提案上限額)

## (3)プレゼンテーションの内容

- ①プレゼンテーションを行う順番は、審査委員会の事務局において決定する。
- ②プレゼンテーションの制限時間は 20 分とし、その後 15 分程度の質疑応答時間を設ける。
- ③プレゼンテーションにおける質疑は、提案書の内容及びプレゼンテーションについて行う。
- ④パソコンを使用したプレゼンテーションを参加者が希望する場合、プロジェクター及びスクリーンは事務局が用意し、パソコンやその他の必要な機材については参加者が用意するものとする。
- ⑤プレゼンテーションへの出席は、実際に業務を実施する際の担当者を含む3名以内とする。

## (4)選定結果の開示

提案審査結果の公表後、プロポーザル参加業者に対して評価結果を開示する。

- ①開示内容  
プロポーザル全参加者の合計得点と順位、開示請求者の提案審査(提案書評価・プレゼンテーション評価・価格評価)の得点。  
※プロポーザル全参加者の合計得点と順位は公表事項
- ②受付期間  
令和7年6月 11 日(水)から令和6年6月 17 日(火)午後5時まで
- ③開示方法  
開示請求書(プに様式第1号)を提出後、請求者の本人確認を行い即時開示
- ④費用等  
無料(写しが必要である場合はコピー代が必要)
- ⑤請求先  
事務局(大野城市総合政策部プロモーション推進課にぎわいづくり担当)

## 6 その他特記すべき事項

- (1)提案等にかかる一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2)提出された提案書及び関係書類は、変換、差し替え、変更又は取消しすることができない。
- (3)市は選定された参加者の提案内容に基づき、業務内容の詳細についての協議を行う。
- (4)選定された参加者と合意に至らなかった場合は、次点の参加者と同様の協議を行う。
- (5)提案された内容については、契約時に仕様書の一部として取り扱うことになるため、その旨留意の上、提案を行うこと。(ただし、提案された内容については、市と調整を行うことから、提案内容がそのまま仕様となるわけではないことに留意すること。)
- (6)提出された提案書等については、本業務に係る審査以外の目的で無断使用することはない。
- (7)契約に際して、双方1通ずつ契約書を取り交わし、その内容は大野城市財務規則、その他関係法令によるものとする。
- (8)提案書等に用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とする。

## 7 スケジュール

(1)プロポーザルの公示	4月14日(月)
(2)募集要領等資料配布	4月14日(月)～ 4月30日(水)午後5時まで
(3)参加申込書等の質疑受付	4月14日(月)～ 4月17日(木)午後5時まで
(4)参加申込書等の質疑回答期限	4月22日(火)午後5時まで
(5)参加申込書の提出期限	4月30日(水)午後5時まで
(6)参加資格審査	5月1日(木)～5月9日(金)
(7)参加資格審査結果通知	5月12日(月)
(8)提案書等の質疑受付	5月12日(月)～ 5月19日(月)午後5時まで
(9)提案書等の質疑回答期限	5月22日(木)
(10)提案書等の提出期限	5月28日(水)午後5時まで
(11)提案審査(プレゼンテーション審査)	6月4日(水)
(12)提案審査結果通知及び公表	6月11日(水)
(13)評価結果の開示受付	6月11日(水)～ 6月17日(火)午後5時まで
(14)契約事務 (起工・見積依頼・予定価格・本見積)	6月11日(水)～6月23日(月)
(15)契約	6月25日(水)
(16)履行期間	契約日の翌日～ 令和10年3月31日(金)